

2025年3月3日

「国内株式議決権行使の方針と判断基準」の改訂について

ニッセイアセットマネジメント株式会社（社長：大関 洋、以下「当社」）は、この度、コーポレートガバナンスの進展に鑑み、「国内株式議決権行使の方針と判断基準」を改訂しましたので、お知らせ致します。なお、この改訂は、2025年6月の株主総会から適用します。

主な改訂内容は、以下の通りです。

条項	主な変更内容
全体	
「基準の考え方」の追記	<ul style="list-style-type: none">・当社の「日本版スチュワードシップ・コードへの対応」の「原則1：基本方針」では、「議決権行使も企業との対話のひとつ」として位置づけている。この考え方に則り、投資先企業に、議決権行使策定の意図が伝わるよう、投資先企業等から問い合わせが多い基準について「基準の考え方」を追記した・企業の取り組みが形式的ではなく、企業価値向上につながる実効的なものになることに期待したい
2. 取締役の選任	
(2) 取締役会の構成	<p>すでに、前回の基準改訂時（2024年2月）から記載しているが、以下の基準につき、適用対象をプライム市場上場企業から全上場企業に拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・3分の1以上の独立社外取締役を求める基準・支配株主（親会社を含む）が存在する場合、過半数以上の独立社外取締役を求める基準・1名以上の女性取締役を求める基準
(4) 取締役会の委員会の活用	TOPIX500対象企業の指名委員会・報酬委員会について、独立した委員会の設置（社外取締役を議長とするか、構成員の過半数を社外取締役とする）を求める基準の新設（将来的には、適用対象範囲をプライム市場上場企業に拡大）
6. 株式報酬・ストックオプション	
(1) 付与対象者・条件	付与対象者に、監査役（監査等委員を含む）を含めないこと、社外取締役に付与する場合は、過大でない報酬割合にすることに加え、過半数以上の独立社外取締役の設置、業績連動型でないこと等を求める基準への改訂（「基準の考え方」を参照）
14. 株主提案	
主な判断を開示	以下の提案を、原則、賛成する項目として追加 <ul style="list-style-type: none">・親会社への過大な預け金の是正 等

「国内株式議決権行使の方針と判断基準」の全文については、以下リンク先をご覧ください。

<https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/pdf/voting2506.pdf>

当社は、引き続き責任ある機関投資家として求められる役割と責任を果たしてまいります。

以上



この件に関するお問い合わせは
広報室 / 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル
Tel. 03-5533-4037
<https://www.nam.co.jp/>

ご注意事項

- ✓ 当資料は、情報提供を目的として作成しており、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- ✓ 当資料の内容は具体的な商品を勧誘するものではないので、手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、表示することができません。
- ✓ 投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- ✓ 市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ✓ 当資料に記載された運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）は全て投資家の皆様のもとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ✓ 当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ✓ 当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 369 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

審査確認番号：法 2024-230



この件に関するお問い合わせは
広報室／〒100-8219 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル
Tel. 03-5533-4037
<https://www.nam.co.jp/>